

令和4年9月29日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中

観光庁

全国旅行支援について

平素より観光行政の一層の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

今般、全国旅行支援を令和4年10月11日より実施することとし、対象期間を当面、12月下旬までとすることを決定しました。

全国旅行支援における割引率・割引上限額等の詳細については、令和4年9月26日付け報道発表資料の別紙にてお示ししているとおりです。

その上で、実施に向けた準備を進める観点から、これまでの地域観光事業支援（需要創出支援）の運用とは異なる下記の点について、その取扱いの方針を定めましたので、ご連絡いたします。

貴団体におかれましては、添付資料の内容をご了知いただくとともに、傘下会員に対しまして、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 平日・休日の取扱いについて

旅行需要の分散を図る観点から、平日の旅行では3,000円、休日の旅行では1,000円のクーポン券等を旅行者に付与することとしております。

なお、宿泊旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日。）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

（参考）カレンダー

	日	月	火	水	木	金	土
宿泊	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
日帰り	休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日

2. 交通付旅行商品の取扱いについて

地方への観光に対する配慮の観点から、交通付旅行商品の割引上限額を、一人泊あたり8,000円に引き上げることとしております。

交通付旅行商品とは、旅行者の移動のための交通サービスを旅行商品に含むものをいい、

具体的には、別紙１のとおりとします。

3. 日帰り旅行におけるクーポン券等の取扱いについて

日帰り旅行については、全国からの旅行を対象とすると、クーポン券等の配布に過大な事務負担が生じ得ることも踏まえ、日帰り旅行に限り、クーポン券等を配布しないことができることとします。

その際、一部の旅行についてクーポン券等を配布できる場合にあっては、各都道府県の判断により、当該一部の旅行に限ってクーポン券等を配布することもできることとします。

ただし、旅行される方の間で混乱が生じないように、対象となる日帰り旅行を明らかにするとともに、その取扱いについてはしっかりと周知をいただきますよう、お願いいたします。

4. 事業停止中の都道府県から出発する旅行の取扱いについて

感染状況等を踏まえて実施を希望しない場合には、都道府県からの申出により、当該都道府県を目的地とする旅行を支援対象から除外できることとしております。

この場合、当該措置をとった都道府県の区域から出発する旅行については、原則として、引き続き割引等事業の対象とすることとします。

ただし、従前と同様に、当該都道府県の区域が緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域となった場合には、当該区域の居住者による旅行について、割引等事業の対象から除外することとします。

加えて、都道府県の感染状況が相当程度悪化していると国が判断する場合には、当該都道府県の全部又は一部の居住者による旅行について、目的地の都道府県において、割引等事業の対象から除外できることとします。

5. 団体旅行枠について

令和４年６月２１日付けの事務連絡において周知したとおり、令和３年１２月２８日に都道府県実施のGo Toトラベル事業に必要な額としてお示しした予算額（事務経費を含む。）のうち、２割を団体旅行枠として設定することといたします。

団体旅行については、貸切バス（一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバスをいう。）を利用するものを対象とします。

また、この団体旅行枠については、団体旅行に対する割引等事業の実施のために必要となる事務経費として活用することを可能とします。その際、活用できる額は、団体旅行枠の６分の１を上限とします（なお、この場合でも、事務経費全体の上限は引き続き交付決定額全体の６分の１となります。）。

6. クーポン券等の付与額の設定について

旅行者の実質負担額が０円を下回らないことを求めることとします。

クーポン券等を一律の基準通りに付与することで、旅行者の実質負担額が0円を下回る場合には、都道府県において、クーポン券等の付与額を減額することとします。

7. 不正利用等の防止のための対策について

不正利用等の防止のため、7泊までの利用に限って支援対象とする連泊制限を導入いたします。

8. 感染症対策について（別紙2）

今般、全国旅行支援が開始されますが、引き続き、感染状況を注視しつつ、必要な感染対策を適切に実施していく必要があります。

このため、傘下会員の観光関連事業者に対して、感染予防ガイドラインの遵守の呼びかけとともに、旅行者に対しても「新しい旅のエチケット」や場面に応じた「屋外・屋内」の適切なマスク着用の周知を改めてお願いいたします。

別紙1：感染症対策関係資料

- ・新しい旅のエチケット
- ・屋外・屋内マスク着用

9. 「平日にもう一泊」キャンペーンについて（別紙3）

観光庁では、観光関連事業者と連携して、「全国旅行支援」の開始にあわせて「平日にもう一泊」キャンペーンを実施し、国内旅行の需要喚起と平日への旅行需要の平準化の促進に取り組めます。

本キャンペーンの趣旨をご理解いただいた上で、キャンペーンの周知にご協力頂きますようお願いいたします。

本キャンペーンの周知のための特設サイトを観光庁において準備中です。改めてお知らせしますが、特設サイトの開設時には傘下会員の旅行需要喚起策のサイト等へのバナー追加等、特設サイトの周知についてもご協力をお願いいたします。

別紙2：「平日にもう一泊」キャンペーン関連資料

- ・観光庁プレスリリース
- ・関係団体への事務連絡

以上